令和７年第３回定例会

# 赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第１日　（令和７年９月１６日）

◎議事日程（第１日）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　報告第　５号　令和６年度赤井川村下水道事業会計継続費の精算報告について

第　５　議案第４９号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

第　６　議案第５０号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

第　７　議案第５１号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

第　８　議案第５２号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

第　９　議案第５３号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

第１０　議案第５４号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について

第１１　議案第５５号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

第１２　議案第５６号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について

第１３　議案第５７号　損害賠償の額の決定について

第１４　議案第５８号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第６号）

第１５　議案第５９号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第１６　議案第６０号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第１７　議案第６１号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第２号）

第１８　議案第６２号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）

予算特別委員会の設置

第１９　認定第　１号　令和６年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について

第２０　認定第　２号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第２１　認定第　３号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

第２２　認定第　４号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計決算の認定について

第２３　認定第　５号　令和６年度赤井川村下水道事業会計決算の認定について

決算特別委員会の設置

第２４　同意案第　１号　赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについて

第２５　同意案第　２号　赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めることについて

第２６　同意案第　３号　赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

◎出席議員（８名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 阿部　猛君 | ２番 | 連　茂君 |
| ３番 | 曽根敏明君 | ４番 | 能登ゆう君 |
| ５番 | 川人孝則君 | ６番 | 藤門　弘君 |
| ７番 | 山口芳之君 | ８番 | 岩井英明君 |

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

| | |
|---|---|
| 村長 | 馬場　希君 |
| 副村長 | 大石和朗君 |
| 会計管理者 | 谷　早苗君 |
| 総務課長 | 秋元千春君 |
| 住民課長 | 藤田俊幸君 |
| 保健福祉課長 | 髙松重和君 |
| 産業課長 | 神　信弘君 |
| 建設課長 | 釣賀謙一君 |
| 教育長 | 根井朗夫君 |
| 教育委員会次長 | 小林義幸君 |

◎議会事務局

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 横井慎之君 |
| 書記 | 伊藤秋恵君 |

（午前　９時００開会）

◎開会宣告

○議長（岩井英明君）　おはようございます。ただいまの出席議員数は８名です。

定足数に達しておりますので、令和７年第３回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、報告１件、議案14件、認定５件、同意案３件であります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において２番、連茂君及び３番、曽根敏明君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（岩井英明君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月18日までの３日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月18日までの３日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（岩井英明君）　次に、日程第３、諸般の報告をさせていただきたいと思いますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思います。

本日は地方自治法第121条の規定により、１ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第２に、地方自治法第235条の２の規定により、監査委員より令和７年７月から８月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、２ページから５ページとして配付いたしております。

続いて、村長より行政報告、教育長より教育行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　改めまして、おはようございます。行政報告にはなりませんけれども、土日に農フェスということで多くのお客様に来ていただいて、駐車場がちょっと足りないぐらいお客さんが来ていただいたということで、大きなトラブルはなかったのですけれども、事故もなかったということで、皆さんのほうには会場を見ていただいた方も多いかなというふうに思いますけれども、実行委員会として今後報告が上がってきて、次年度以降の対応なんかについてもまた村のほうにも相談があるかなというふうに考えております。簡単ですけれども、そんな形で無事終わったということでご報告をさせていただきます。

それでは、行政報告６件報告させていただきます。まずは、令和６年度普通会計バランスシート（貸借対照表）についてということで１ページから10ページ目までございます。財務書類から分かることということで、１ページ目に書いてございます。令和７年３月31日現在、赤井川村の資産は約104億円となり、負債は約27億円、その差額である純資産は約77億円というふうになってございます。

２ページ以降、それぞれ文言の内容だとか説明だとかと貸借対照表、資金の収支計算等々載ってございますので、後ほどお目通しいただければなというふうに思います。

続いて、２番目の地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということで、11ページから13ページ目までになります。まず、11ページ目をお開きください。読み上げながら報告をしたいと思います。地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年６月22日に公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに公営企業に係る特別会計の資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。令和６年度分の健全化判断比率及び資金不足比率の算定を行った結果を監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告いたします。

12ページをお開きください。まずは、健全化判断比率でございます。下の注意書きに説明が書いておりますので、読み上げます。実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。連結実質赤字比率は、資金剰余が黒字であることから算定されない。３、将来負担比率は、充当可能財源より少ないことから算定されないということで、実質公債費比率が５％という部分だけが記載されております。これにつきましては、真ん中の段が早期健全化基準、一番下の段が財政再生基準ということなので、そこまではまだまだ達していないということがお分かりいただけるかなというふうに思います。

続きまして、資金不足比率、下段になります。注意書きを読み上げます。各会計の資金不足比率は、資金剰余が黒字であることから算定されないということで、これについては水道会計、下水道会計ともに算定されないということになってございます。

13ページ目には用語の説明が書いておりますので、後ほど確認をいただきたいと思います。

続いて３番目、北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果についてということで14、15ページに記載をしておりますので、お開きいただきたいと思います。15ページは地図になっておりますので、14ページでご説明をします。北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果について。赤井川村では、村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採水場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流域にて表流水、沢水を採取しております。直近のモニタリング結果について次のとおり報告します。米印として、令和３年10月からのモニタリング結果については村のホームページで公表しております。令和７年８月26日11時04分の採取結果でございます。いずれにつきましても基準値以下ということになっておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、４番目の赤井川へき地保育所開所時間の延長についてでございます。16ページになります。赤井川へき地保育所開所時間の延長について。保護者アンケートによる開所時間延長のニーズをはじめ、村における保育サービスの向上を目的に令和７年７月７日から赤井川へき地保育所の閉所時間を５時30分から午後６時へと変更しておりますことを行政報告いたします。今後も令和８年度実施が法制化されていることも誰でも通園制度が適切に実施できるよう、保育サービスの向上に努めていく考えでございます。

それと、続きまして子ども第三の居場所Ｂ＆Ｇ財団助成決定書授与式についてご報告をさせていただきます。下段になります。令和８年４月開設に向け、準備を進めている子ども第三の居場所事業に係るＢ＆Ｇ財団からの助成決定書授与式が令和７年７月22日火曜日に健康支援センターで実施されましたので、次のとおり報告いたします。１として、子ども第三の居場所施設概要について、開設予定につきましては令和８年、来年の４月を予定しております。開館時間の予定としては、平日の放課後から18時まで、長期休業期間は午前９時から18時までということを今のところ予定しております。住所については、赤井川村字赤井川72番地５。定員については、定員の制限は設けない。対象者、村内小中学生が対象です。活動内容につきましては、安全、安心な居場所の提供、体験活動の提供、学習サポート、生活リズムづくりなどというふうに考えてございます。Ｂ＆Ｇからの助成金総額としまして、開設費として上限で5,000万円、運営費として上限で4,320万円、月120万円の36か月分ということになってございます。

次ページ、17ページに入ります。子ども第三の居場所運営受託法人の設立について。村では、都市部から地域の担い手人材を発掘、確保、育成していく地方創生施策との連動により、昨年度より施設運営スタッフの専門職人材確保について地域おこし協力隊制度を活用し、道内外より４名の確保を行ってきました。子供に接するという施設運営の専門的知識と対話の技術の継承や利用者ニーズに即した柔軟な対応がなされるよう法人委託により運営する考えでおり、３年後の地域おこし協力隊員の新たな雇用先として法人設立を進め、

このほど一般社団法人ぽっととして設立しております。なお、法人委託の方法については、施設運営を行っていくこと及び受託法人としての適格性についてＢ＆Ｇ財団と協議を重ね、進めておりますことを申し添えいたします。

次ページ以降19ページ目までは第３の居場所についての概要をリーフレットにしておりますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

最後になります。６項目め、令和７年６月１日以降、工事等発注状況についてでございます。20ページをお開きください。工事の発注状況でございます。契約月日６月５日の市町村積算支援業務から次ページの７月31日、北丸山線実測線実施設計業務までの計28本について発注をしておりますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

以上６件について行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君）　続いて、教育長より報告を求めます。

根井教育長。

○教育長（根井朗夫君）　改めまして、おはようございます。それでは、教育行政報告をさせていただきます。２点でございます。

まず、１点目は、本年度の中学生海外研修事業の実施結果についてであります。平成13年に始まり、今年で20回目となりました中学生の海外研修事業は、８月４日から13日までの10日間実施し、大きな成果を上げて終了いたしました。中学２年生７人、３年生８人の計15人と引率２人がオーストラリアメルボルン市のストラスモアセカンダリースクールを中心に学習をさせていただきました。訪問初日についてはやや硬い表情だった生徒たちも親しく交流を深めるようになっていき、また昨年ストラスモアから赤井川を訪問した生徒や赤井川から兄や姉がホームステイした家庭の生徒も多くいまして、かなり親交を深めていったようです。引き受けてくれたホームステイ先は、昨年本村を訪れたストラスモア校の生徒の家庭であったり、来年度赤井川をこれから訪問する予定の生徒の家庭であったりするため、大変礼を尽くしたもてなしを受けたようです。後半熱を出した生徒が１人出ましたけれども、その子も含めましてスケジュールどおりに現地のストラスモア校での授業、小学校での交流、オーストラリアの歴史や文化の視察研修など多くのことを学習体験することができました。生徒たちからは自分から話しかけるなど積極的にコミュニケーションを取っていましたが、お別れパーティーでは赤井川の生徒たちは例年のようによさこいを披露したところなのですが、今年度はストラスモアの７年生33人とワークショップで赤井川の生徒がストラスモアの生徒に教えるというような場面も設けていただいております。ストラスモアのほうでの活動が終わって、ストラスモア校からは、今回の生徒たちはとても仲がよく、どの活動にも積極的に参加してくださり、私たちも準備のしがいがありました。これからも交流が長く深く発展していくことを願っておりますというメッセージをいただきました。生徒たちにも伝えさせていただいたところです。この研修は、これまで学校等で学んできた外国語活動や英語科に、異文化の中で話をしなければならない環境に置かれ、その上で交流の心を加えることができるものであり、学社融合事業の粋を集めたも

のと言えます。本村教育の柱の一つでもありますが、今後も充実した事業へ発展させていきたいと考えております。皆様のご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

現在報告書の取りまとめ作業を行っていますので、完成次第配付させていただきます。添付しております資料につきましては、研修の行程表、参加者名簿、写真となっておりますので、お目を通しいただければと存じます。

２点目につきましては、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてであります。このことについては、平成20年度から教育委員会の権限に属する事務の執行状況から管理状況について点検、評価を行いまして、その結果に関する報告書を作成し、議会へ報告させていただいております。昨年度、令和６年度における事務事業の執行状況についてお手元に配付させていただいております報告書のとおりとなっておりますので、ご報告申し上げます。今後とも教育委員会の事務事業につきまして内外部からの点検、評価をいただき、より効果的な事務事業の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君）　ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第４　報告第５号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第４、報告第５号　令和６年度赤井川村下水道事業会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、報告第５号　令和６年度赤井川村下水道事業会計継続費の精算報告について。

令和６年度に終了した継続費の精算について、地方公営企業法施行令第18条の２第２項の規定により別紙のとおり報告する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

これにつきましては、企業会計に移行して、これらの企業法の法律に基づいての報告ということで、令和５年、６年に繰越しというか、継続して実施した事業についての報告を議会のほうにするという法に基づく報告でございます。

では、表を御覧ください。１款資本的支出、１項建設改良費、事業名としましてはあかいがわアクアクリーンセンター水処理整備事業についてでございます。全体計画としては、令和５年、令和６年度合わせて2,800万円でございます。財源については、御覧のとおりとなっております。実績については、中央の表になります。支払い義務発生額として2,800万円の実績となっております。比較はゼロ、令和５年と令和６年で財源内訳の中でプラス・

マイナスはございますけれども、全体事業としては計画どおりの実績ということになっておりますので、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　報告が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第５号　令和６年度赤井川村下水道事業会計継続費の精算報告についての報告を終了いたします。

◎日程第５　議案第４９号及び日程第６　議案第５０号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第５、議案第49号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第５、議案第49号から日程第６、議案第50号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第５、議案第49号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第６、議案第50号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第49号から議案第50号について説明させていただきます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第49号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、仕事と育児の両立支援制度、これの利用に関する職員の意向確認その他必要な措置を講じるため、この条例を改正しようとするものでございます。

議案の５ページをお開きください。議案の５ページ、第18条関係につきましては、育児

休業制度に関する周知のほか、仕事と育児の両立のため、出生時とその後の育児期、出生時と育児期の両立支援制度の詳細説明や意向確認を行う規定が整備されております。これによりまして仕事と育児の両立支援制度を活用する職場環境づくりを進めてまいります。制度改正に当たりましては、対象職員の周知等により適切に運用を進めてまいりたいと考えております。

以上で条例改正案の説明をさせていただきました。

終わりになりますが、改正条例は令和７年10月１日を施行日としていることを申し上げ、説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第50号になります。赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして部分休業につきまして所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

議案の７ページをお開きください。議案の７ページ、法改正に伴います条項、文言の整理のほか、第20条の１から５に関し、法律改正に伴いまして所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

現行の１日につき２時間を超えない範囲の部分休業、ここを第１号部分休業として扱いまして、新たに１年につき10日を超えない範囲での１日全部または部分休業を取得することができるということで、この部分が第２号部分休業ということになりまして、１号部分休業、２号部分休業、いずれかを選択して取得できるというものになっております。新たな部分休業制度の拡充によりまして取得の柔軟化が図られることになります。取得期間は、毎年度４月１日から３月31日までの期間、１年間でございます。

改正条例は、令和７年10月１日を施行日としていることを申し上げます。そのため、附則にありますとおり、今年度は半分の６か月間の期間となることから、今年度に限りましては平年10日の半分に当たります５日に相当する時間と附則で規定しております。

制度改正に当たりましては、対象職員の周知等により適切に運用を進めてまいりたいと考えております。

以上で条例案の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　仕事と育児の両立を推進するための制度改正ということで、歓迎すべきものだと思いますが、毎回こういう議案があるとお聞きしているのですけれども、制度が整ったからといって現場の活用、利用が進まないと意味がないことになるので、ちなみに今現在育児休業などの制度の活用状況について教えていただければと思います。
○議長（岩井英明君）　総務課長。
○総務課長（秋元千春君）　今現在育児休業を取得されている職員はいません。ゼロでございます。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　今回の議案の中ですと、例えば一部時間単位での育児休業の取得というのもできるようなのですが､そういうのもないということでよろしいのでしょうか。
○議長（岩井英明君）　総務課長。
○総務課長（秋元千春君）　今のところ部分休業を活用している方は、職員としてはいません。以前にはいたこともございますけれども。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　引き続きということになりますが、こうした制度を活用しやすい職場環境というのをぜひ心がけていただきたいと思います。
　あと、気になるのは、母親が使うというのはよくあることなのですけれども、利用が女性に偏っていないか、そういう視点でもぜひ制度の活用状況というのを見ていただきたいと思います。男性もこういう制度が活用しやすい職場環境というのに今後も努めていただきたいと思います。
　以上です。
○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これより議案第49号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。
　この採決は、起立により行います。
　議案第49号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
　よって、議案第49号　赤井川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第50号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第50号　赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案可決されました。

◎日程第７　議案第５１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第７、議案第51号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第51号についてご説明させていただきます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第51号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、赤井川村乳幼児等医療費助成に関する条例の題名変更に伴い、この条例を改正しようとするものでございます。

３ページのほうをお開きください。３ページのところには、改正内容の欄には乳幼児等医療助成に関する条例の題名改正に伴い、条例名を変更するとありますが、乳幼児等医療助成に関する条例が令和７年３月に赤井川村こども医療費助成に関する条例に題名変更されました。これは令和７年度から助成対象を高校生まで拡大したことによる条例名の変更でしたが、本条例の別表第１、別表第２に表記されております「乳幼児等医療費助成に関する条例」を題名改正された条例名、「赤井川村こども医療費助成に関する条例」と整理を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

以上で条例改正の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第51号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第51号　赤井川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第５２号及び日程第９　議案第５３号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第８、議案第52号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第８、議案第52号から日程第９、議案第53号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第８、議案第52号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第９、議案第53号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第52号及び議案第53号

についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第52号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、この条例を改正しようとするものであります。

議案９ページをお開きください。第６条第１項から第７項の改正は、１つ目として家庭的保育事業者等が保育所等との連携によって適切に確保しなければならない連携項目のうち、保育内容支援については保育所、認定こども園以外の保育事業者から確保することを可能とすること、２つ目として代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては連携施設の確保を不要とすることを可能とする改正となっております。

第７条の３の条新設については、家庭的保育事業者等が自動車を用いる場合の運用及び基準を新たに規定するものです。

附則第３条の改正は、代替保育連携施設が困難な場合の経過措置規定に関し、条例施行日から３年だったものを15年に延長するような経過措置規定の遡りの改正を行っております。

次に、議案第53号についてご説明いたします。議案第53号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから、この条例を改正しようとするものであります。

議案９ページ目をお開きください。第７条第２項、第37条第１項は条項及び文言の整理、第42条第１項から第11項の改正は、１つ目として特定地域型保育事業者が特定地域保育施設との連携によって適切に確保しなければならない連携項目のうち、保育内容支援については保育所、認定こども園以外の保育事業者から確保することを可能とすること、２つ目として代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては連携施設の確保を不要とすることを可能とする改正となっており、先ほどの第52号の議案の改正

内容と同じものとなっております。
以上、議案第52号及び議案第53号の説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
以上です。
○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。
能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　現状の赤井川へき地保育所において、ここの条例改正に上げられている家庭的保育事業者等、また特定地域型保育事業者等との連携というのは現在行われているのでしょうか。
○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　ご質問いただきました件ですけれども、今現状赤井川村内において家庭的保育事業を営む者、併せて小規模保育等の特定地域型保育を営む者はおりませんので、連携しているという事例はございません。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　村内には事業者さんいらっしゃらないということなのですけれども、例えば広域で見れば余市、また仁木なども広域入所などでそちらのほうへ行っていたりあるのですけれども、村外の近隣の市町村には存在すると思うのですが、そういうところとの連携というのはどうなのでしょう、お考えの中にあるのかどうかお答えください。
○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。
○保健福祉課長（髙松重和君）　広域入所されている件と今回の連携というものは全く別なものになっておりますので、今のところこの条例に基づく連携を他の町村、例えば仁木町であるとか余市町であるとかという部分のことについては考えはございません。
○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第52号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。
この採決は、起立により行います。
議案第52号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第52号　赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第53号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第53号　赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第５４号ないし日程第１２　議案第５６号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第10、議案第54号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

この際、日程第10、議案第54号から日程第12、議案第56号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第54号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、日程第11、議案第55号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、日程第12、議案第56号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第54号から議案第56号についてご説明いたします。

一部変更規約及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、各議案の提案理由についてご説明させていただきます。

議案第54号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

提案理由につきましては、組合に加盟している団体の解散によるものでございます。

２ページ目の新旧対照表です。２ページ目の新旧対照表にありますように、江差町・上

ノ国町学校給食組合の離脱に伴い、規約改正を行うものでございます。

一部事務組合の規約の改正につきましては、地方自治法の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要でありますことから、本定例会に提出させていただいたところでございます。

続きまして、議案第55号についてご説明させていただきます。議案第55号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

本議案につきましても組合加盟団体の変更によるもので、最終ページ、２ページにありますように、江差町・上ノ国町学校給食組合の離脱に伴い、規約改正を行うものでございます。

最後になりますが、議案第56号についてご説明させていただきます。議案第56号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

本議案につきましても最終ページの２ページの新旧対照表にありますとおり議案第55号と同様の加盟団体の離脱に伴う規約改正であることを申し上げ、議案第54号から56号のご説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第54号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第55号　北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第56号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第56号　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第５７号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第13、議案第57号　損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、議案第57号を提案させていただきます。

議案第57号　損害賠償の額の決定について。

令和６年12月16日に発生した職員による公用車運転中の事故に係る損害に関し下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第１項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

記としまして、損害賠償の額は14万7,993円、損害賠償の相手方は札幌市白石区米里２条２丁目４―１、東日本高速道路株式会社北海道支社札幌管理事務所でございます。

事故の内容につきましては、昨年の12月16日12時５分頃、教育委員会の職員が札幌の出張の際に小樽ジャンクションから銭函ジャンクションの間でハンドル操作を誤って中央分離帯のガードレールに接触したという事故でございます。東日本高速道路株式会社からの損害額の算定及び請求が本年７月25日に届いたことから、この９月定例会での議案提出と

いうことになりました。
なお、当該の職員については既に交通事故審査委員会にかけて処分が決定しており、本人に通知をしております。
また、教育委員会の管理責任ということもございますので、教育長につきましては教育委員会に諮られた上で注意がされるというふうになりますので、付け加えてご報告をさせていただきます。
以上でございます。
○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第57号　損害賠償の額の決定についてを採決いたします。
この採決は、起立により行います。
議案第57号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
よって、議案第57号　損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。
休憩いたします。

午前　９時５０分　休憩
午前１０時００分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

◎日程第１４　議案第５８号ないし日程第１８　議案第６２号
○議長（岩井英明君）　次に、日程第14、議案第58号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。
この際、日程第14、議案第58号から日程第18、議案第62号までを一括議題といたしますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第58号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第６号)、日程第15、議案第59号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)、日程第16、議案第60号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号)、日程第17、議案第61号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第２号）及び日程第18、議案第62号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、各会計の補正予算書の説明をさせていただきます。

まずは、令和７年度赤井川村一般会計補正予算書（第６号）でございます。

１ページをお開きください。議案第58号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第６号)。

令和７年度赤井川村の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,128万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,715万6,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

それでは、２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１款村税、既定額に811万4,000円を追加し、３億7,537万円に、１項の村民税で819万1,000円の追加、２項固定資産税で20万1,000円の減額、３項軽自動車税12万4,000円の追加でございます。

10款地方交付税、既定額に8,627万1,000円を追加し、12億1,827万1,000円、１項の地方交付税の追加でございます。

13款使用料及び手数料、既定額に75万3,000円を追加し、3,805万1,000円に、１項の使用料の追加でございます。

14款国庫支出金、既定額に487万6,000円を追加し、６億4,330万6,000円に、１項の国庫負担金で88万7,000円の追加、２項国庫補助金で398万7,000円の追加、３項委託金で2,000円の追加でございます。

15款道支出金、既定額に156万5,000円を追加し、9,316万4,000円に、１項の道負担金で18万7,000円の追加、２項道補助金で17万4,000円の追加、３項委託金で120万4,000円の追加でございます。

18款繰入金、既定額から3,092万4,000円を減額し、３億4,677万8,000円に、１項の特別会計繰入金で11万6,000円の追加、２項基金繰入金で3,104万円の減額でございます。

続いて、３ページに入ります。19款繰越金、既定額から2,957万1,000円を減額し、42万9,000円に、１項の繰越金の減額でございます。

20款諸収入、既定額に769万8,000円を追加し、１億2,887万7,000円に、４項の雑入の追加でございます。

21款村債、既定額に250万円を追加し、８億4,360万円に、１項の村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に5,128万2,000円を追加し、40億9,715万6,000円にしようとするものでございます。

続きまして、４ページです。歳出、１款議会費、既定額に24万円を追加し、6,070万8,000円にしようとするものです。１項の議会費の追加です。

２款総務費、既定額に1,037万8,000円を追加し、12億2,344万5,000円に、１項の総務管理費で916万5,000円の追加、３項の戸籍住民基本台帳費で内訳の変更、補正額についてはゼロでございます。

５項統計調査費、既定額に121万3,000円を追加し、225万2,000円にしようとするものでございます。

３款民生費、既定額に483万8,000円を追加し、３億8,805万2,000円に、１項の社会福祉費で293万円の追加、２項の児童福祉費で190万8,000円の追加です。

４款衛生費、既定額に2,001万9,000円を追加し、３億5,482万9,000円に、１項の保健衛生費の追加です。

５款農林水産業費、既定額から888万1,000円を減額し、１億9,479万1,000円に、１項の農業費の減でございます。

６款商工費、既定額に165万4,000円を追加し、２億2,978万5,000円に、１項の商工費の追加でございます。

７款土木費、既定額に1,746万4,000円を追加し、５億412万6,000円に、２項の道路橋梁費で860万6,000円の追加、４項都市計画費で５万円の追加、５項住宅費で880万8,000円の追加でございます。

５ページに入ります。９款教育費、既定額に536万7,000円を追加し、５億9,967万4,000円に、１項の教育総務費で189万9,000円の追加、２項小学校費で129万4,000円の減、３項の中学校費で476万2,000円の追加でございます。

12款予備費、既定額に20万3,000円を追加し、223万2,000円に、１項予備費の追加でございます。

歳出合計、既定額に5,128万2,000円を追加し、歳入同額の40億9,715万6,000円にしようとするものでございます。

続きまして、６ページ目に入ります。第２表、地方債補正、起債の目的でございますけれども、公共施設等適正管理推進事業債でございます。これについては皆増ということで、それ以外の事業については変更はございません。項目的には一番下、デイサービスセンター床暖房修繕ということで、補正後で皆増で250万円、起債の方法、利率償還の方法については従前どおりということで、合計額で250万円を増額した補正後８億4,360万円でござい

ます。

以上、一般会計補正予算についての説明を終了させていただきます。

続きまして、令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第１号）でございます。

１ページをお開きください。議案第59号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和７年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,298万4,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の歳入の款の欄中「５款　諸収入」を「６款　諸収入」とし、「３款　繰入金」から「４款　繰越金」までを１款ずつ繰り下げ、「２款　使用料及び手数料」の次に「３款　国庫支出金」を加える。

第３項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

それでは、２ページに入ります。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、３款国庫支出金、既定額に175万2,000円を追加し、175万2,000円に、１項の国庫補助金の皆増でございます。

歳入合計、既定額に175万2,000円を追加し、2,298万4,000円にしようとするものでございます。

次に、３ページです。歳出、１款総務費、既定額に175万2,000円を追加し、319万5,000円に、２項の徴収費の追加でございます。

歳出合計につきましては、既定額に175万2,000円を追加し、歳入同額の2,298万4,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長以下で提案説明をさせます。

続きまして、令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第１号）。

１ページをお開きください。議案第60号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

令和７年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ469万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,378万9,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の歳入の款の欄中「６款　諸収入」を「７款　諸収入」とし、「３款　財産収入」から「５款　繰越金」までを１款ずつ繰り下げ、「２款　使用料及び手数料」の次に「３款　国庫支出金」を加える。

第３項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

それでは、２ページに入ります。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１款国民健康保険税、既定額に347万7,000円を追加し、2,752万5,000円に、１項の国民健康保険税の追加でございます。

第３款国庫支出金、既定額に110万円を追加し、110万円に、１項の国庫補助金皆増でございます。

５款繰入金、既定額に11万6,000円を追加し、2,515万4,000円に、２項の基金繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に469万3,000円を追加し、5,378万9,000円にしようとするものです。

３ページに入ります。歳出、１款総務費、既定額に110万円を追加し、4,948万2,000円に、１項の総務管理費、補正額ゼロで内訳の変更でございます。

２項徴税費、既定額に110万円を追加し、183万4,000円に。

４款諸支出金、既定額に39万6,000円を追加し、60万8,000円に、第１項償還金及び還付加算金の追加、２項の繰出金の追加でございます。

５款予備費、既定額に319万7,000円を追加し、369万7,000円に、１項予備費の追加です。

歳出合計、既定額に469万3,000円を追加し、歳入同額の5,378万9,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長のほうから説明をさせます。

続きまして、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算書（第２号）についてでございます。

１ページをお開きください。議案第61号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第２号）。

総則、第１条、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第１款簡易水道事業収益、第２項営業外収益、既定額に627万3,000円を追加し、8,527万4,000円に。

続きまして、支出、第１款簡易水道事業費用、第１項営業費用、既定額に627万3,000円を追加し、１億3,317万6,000円に。

資本的収入及び支出、第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第１款資本的収入、第２項他会計補助金、既定額に109万8,000円を追加し、783万1,000円に。

支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費、既定額に109万8,000円を追加し、１億309

万8,000円に。

他会計からの補助金、第４条、予算第10条中「5,862万7,000円」を「6,599万8,000円」に改める。

なお、今ご説明しました第３条の括弧書き、資本的的、「的」が２つ入っていますので、ご訂正をいただきたいというふうに思います。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和７年度の赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）でございます。

１ページをお開きください。令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）。

総則、第１条、令和７年度赤井川村下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和７年度赤井川村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款下水道事業収益、第２項営業外収益、既定額に197万2,000円を追加し、１億166万7,000円にしようとするものでございます。

支出、第１款下水道事業費用、第１項営業費用、既定額に197万2,000円を追加し、１億403万9,000円にしようとするものでございます。

他会計からの補助金、第３条、予算第10条中「7,148万8,000円」を「7,346万円」に改める。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

詳細につきましては、担当の課長より説明をさせます。

以上、補正予算各会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定をよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、私のほうから令和７年度一般会計補正予算（第６号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の９ページ目をお開きください。２、歳入、１款村税、１項村民税、１目個人、既定額に819万1,000円を追加し、6,075万円に、これは本年度当初賦課額の確定によるものでございます。

１款２項固定資産税、１目固定資産税、既定額から20万1,000円を減じ、２億6,609万6,000円に、同じく本年度当初賦課額の確定によるものでございます。

１款３項軽自動車税、１目軽自動車税、既定額に12万4,000円を追加し、463万9,000円に、こちらも当初賦課額の確定よるものでございます。

続いて、10ページです。10款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、既定額に

8,627万1,000円を追加し、12億1,827万1,000円に、これは普通交付税の内示額が示されたことによる増額で、人件費の高騰等に対応するため、国の予算総額が増額したことによる増加でございます。

続いて、11ページです。13款使用料及び手数料、１項使用料、４目土木使用料、既定額に75万3,000円を追加し、2,712万5,000円に、これは滞納繰越分の村営住宅使用料の増額で、前年度出納閉鎖時点で１件の村営住宅使用料の未納があったための計上でございます。この１件については、現在分割納付を進めております。

続いて、12ページです。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、既定額に88万7,000円を追加し、4,397万2,000円に、これは介護給付費・訓練等給付費国庫負担金の増によるものでございます。

同じく12ページ中段、14款２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、既定額に279万1,000円を追加し、３億8,788万1,000円に、これは社会保障・税番号システム整備補助金の増によるものでございます。

同じく12ページ中段、14款２項２目民生費国庫補助金、既定額に119万6,000円を追加し、761万5,000円に、これは地域診療情報連携推進費補助金の新規計上によるもので、医療費の助成オンライン資格確認のシステム改修を行うためのものに対しての助成でございます。

同じく12ページ下段、14款３項委託金、２目民生費委託金2,000円の新規計上、これは特別児童扶養手当事務費交付金の新規計上によるものでございます。

続いて、13ページです。13款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金、既定額に18万7,000円を追加し、2,430万9,000円に、これは介護給付費・訓練等給付費道負担金及び自立支援医療費道負担金の増額によるものでございます。

同じく13ページ中段、15款２項道補助金、４目農林水産業費道補助金、既定額に17万4,000円を追加し、5,575万7,000円に、これは強い農業づくり事業補助金の増額によるものでございます。

同じく13ページ下段、15款３項委託金、２目諸統計委託金、既定額に120万4,000円を追加し、223万6,000円に、これは国勢調査委託金の増額によるものでございます。

続いて、14ページです。18款繰入金、１項特別会計繰入金、１目国民健康保険特別会計繰入金、既定額に11万6,000円を追加し、11万7,000円に、これは国民健康保険特別会計繰入金の増額によるものでございます。

同じく14ページ中段、18款２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額から3,000万円を減じ、１億8,900万円にしようとするものです。内訳は、歳入不足による財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる減額でございます。

同じく14ページ中段、18款２項６目公共施設整備基金繰入金、既定額から104万円を減じ、236万円に、内訳は同じく歳入不足による財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる減額でございます。

続いて、15ページです。19款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、既定額から2,957万1,000

円を減じ、42万9,000円に、内訳は前年度繰越金の額の確定による減額でございます。

続いて、16ページです。20款諸収入、４項雑入、５目雑入、既定額に769万8,000円を追加し、8,025万8,000円に、内訳は備荒資金組合の超過納付金の配分額が確定したことによる減額及び北後志消防組合負担金精算還付金の額が確定したことによるものなどの新規計上によるものでございます。

続いて、17ページです。21款村債、１項村債、６目公共施設等適正管理推進事業債、既定額に250万円を追加し、3,420万円に、内訳はデイサービスセンター床暖房修繕に係る新規計上でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算について説明させていただきます。

18ページをお開きください。３、歳出、１款議会費、１項議会費、１目議会費、既定額に24万円を追加して6,070万8,000円にしようとするものです。補正内容は、８節旅費で昨年自治体間連携協定を締結しました福岡県上毛町の町制施行20周年記念式典へ参加する旅費として２名分の旅費24万円を増額しようとするものでございます。なお、式典は10月の11日に開催される予定でございます。

19ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額に868万円を追加して３億810万2,000円にしようとするものです。補正内容は、４月の人事異動に伴い、職員人件費の２節給料、３節職員手当等、４節共済費で総額868万円を増額しようとするものでございます。

同じく、中段になります。５目財政調整基金費、既定額から43万2,000円を減額して609万1,000円にしようとするものです。補正内容は、18節負担金補助及び交付金につきまして、令和６年度の北海道市町村備荒資金組合の超過納付金が当初予算の見込みより減額したことにより43万2,000円減額しようとするものでございます。

続いて、20ページ中段になります。９目庁舎管理費、既定額に24万8,000円を追加して3,472万2,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費の修繕費で５万5,000円の増額、修繕箇所は庁舎正面玄関の自動ドアのモーターの修繕でございます。13節使用料及び賃借料では、ＮＨＫ放送受信料で19万3,000円の増額計上でございます。これは、地上波テレビ放送を受信できる公用車１台分の受信料を公用車購入時から遡って13年分納入するための予算計上でございます。

同じく中段になりますが、10目集会施設管理費、既定額に26万8,000円を追加して1,950万円にしようとするものです。主な補正内容は、12節委託料につきまして、村の公共施設全般の除雪業務の精査を行い、総務課所管の３つの集会施設合わせまして26万8,000円を増額しようとするものでございます。

最後に、35ページをお開きください。35ページ、12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額に20万3,000円を追加して223万2,000円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、36ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

以上で議会費及び総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　藤田住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　それでは、私から住民課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書の20ページをお開きいただき、上段を御覧ください。２款総務費、１項総務管理費、６目諸費、既定額に40万1,000円を追加し、90万1,000円にしようとするものです。内訳は、22節償還金利子及び割引料で修正申告等による過年度課税分の歳出還付で８月までに40万円程度の支出があり、今後に備えて一定の予算額を確保するために増額計上するものです。

次に、同ページ下段を御覧ください。２款３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費、歳出予算に異動はありませんが、国庫補助金の増額に伴い、財源内訳が変更となるものです。内訳は、歳入で説明がありました国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金が279万1,000円の増額になったことにより、一般財源から同額を減ずるものとなっております。

続いて、21ページを御覧ください。２款５項統計調査費、１目各種統計調査費、既定額に121万3,000円を追加し、225万2,000円にしようとするものです。内訳は、本年度実施する国勢調査に要する経費について必要と見込まれる額を増額しようとするものです。なお、歳入で説明がありました道委託金の国勢調査委託金が財源として措置されております。

次に、少し飛びまして27ページをお開きください。こちらの中段になります。４款衛生費、１項保健衛生費、３目環境衛生費、既定額に1,601万8,000円を追加し、２億4,061万1,000円にしようとするものです。内訳は、細目２の墓地・火葬場費では都墓地の支障木伐採等、環境整備のために必要となる予算40万1,000円を増額しようとするものです。また、細目３の破棄物処理費では、ごみステーションの修繕費及び一般廃棄物最終処分場の管理作業費を増額するほか、18節負担金補助及び交付金の北後志衛生施設組合負担金を570万3,000円増額しようとするものです。こちらは、今年３月に閉鎖した北後志衛生センターが令和８年度、来年度から９年度にかけて解体される計画となっております。その準備として施設のし尿の残処理を行ってきたところですが、機器の故障などによって自己処理可能な汚泥量が減少したことで固化処理を委託する汚泥の量が増加し、また雪が降る前までにその固化汚泥を各構成町村の最終処分場へ搬出するための運搬費用も増加することに伴って各町村の負担金が増額となったものです。組合としての補正額総額が7,219万5,000円、こちら

を令和５年度のし尿収集量割で赤井川村としては7.9%が割り当てられております。なお、北後志衛生施設組合では８月27日に補正予算を専決処分しているところでございます。その他、細目６の簡易水道事業費で737万1,000円、細目７の下水道事業費で197万2,000円と18節負担金補助及び交付金の各事業会計補助金でそれぞれ必要となる金額を増額計上しようとするものとなっております。

以上で住民課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　それでは、保健福祉課歳出予算についてご説明させていただきます。

22ページをお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、既定額から106万1,000円を減額し、１億4,989万5,000円にしようとするものです。主な補正内容は、人事異動に伴う職員人件費の減額と委託料としてこども誰でも通園制度の法定化に伴う子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う例規整備支援業務委託料、重度医療、独り親家庭医療、乳幼児医療をはじめとする医療費助成制度の受給資格のオンライン資格化に対応するための総合行政システム改修業務委託料の新規計上のほか、使用料及び賃借料については新たに障害福祉システムの国のシステム標準化に伴うガバメントクラウド利用料と回線使用料を新規に計上しております。

次に、２目老人福祉費、既定額に10万円を追加し、1,475万2,000円にしようとするもので、高齢者補聴器購入費補助金を増額するものです。

次に、23ページ下段から24ページ上段へ進みます。５目介護保険事業費、既定額に387万1,000円を追加し、7,327万5,000円にしようとするもので、デイサービスセンター床暖房修繕費の計上と現在稼働していないデイサービスセンターの機械室内のろ過装置を撤去するための委託費用を計上するものです。

次に、６目地域支援事業費、既定額に２万円を追加し、4,995万3,000円にしようとするものです。成年後見制度利用支援事業に関して、厚生労働省から発出されている成年後見制度利用支援事業の適切な実施という通知に基づき、現行の村の支援制度を拡充し、市町村長以外の本人または親族からの成年後見制度審判請求費用に関する費用に関して助成を新たに行うための新規計上となっております。

次に、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、既定額から３万9,000円を減額し、3,257万7,000円にしようとするもので、人件費を減額しようとするものです。

下段に移ります。３目保育所運営費、既定額に186万5,000円を追加し、2,128万5,000円にしようとするものです。主な補正内容は、保育所修繕費の増額をはじめ、備品購入費としてストーブの更新と来年度から法定化されているこども誰でも通園制度の受入れ準備の一環としてへき地保育所において、試行的ではありますが、一時預かり保育を行うため低年齢児用の椅子やテーブル、おもちゃ類などを購入するための費用を計上しております。

この一時預かり保育に関しては、離乳食が始まった乳幼児から３歳未満児を対象とし、来年度を見据え、１日４時間以内、通算月10時間程度の一時預かりの受入れを実施したい考えでおります。また、前年度に交付を受けた子どものための教育・保育給付費負担金超過交付分の返還金を計上しているところです。

25ページ中段、４目児童措置費、既定額に８万2,000円を追加し、1,604万8,000円にしようとするもので、前年度に交付を受けた児童手当国庫負担金超過交付分の返還金を計上するものです。

26ページへ進みます。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、既定額に70万1,000円を追加し、3,507万1,000円とするものです。主な補正内容は、人事異動による職員人件費の増額と、委託料については発達支援に関する相談や保育施設等における療育支援の向上を目的に札幌市内において児童発達支援放課後等デイサービスセンターの運営や保育士養成校の教員を務める方の協力を得てへき地保育所や子ども第三の居場所開設準備、こども家庭センター職員への指導助言を業務として新たにこども家庭センター等巡回支援業務を計上するとともに、備品購入費では執行残を減額しております。

次のページへ進みます。２目予防費、既定額に390万円を追加し、2,394万8,000円にしようとするもので、本年度から開始した帯状疱疹ワクチンの接種をはじめ、ワクチン接種が進んでおり、秋以降インフルエンザ等ワクチンも始まることから、大幅に増額計上をするものです。

28ページをお開きください。４目診療所費、既定額から253万6,000円を減額し、4,469万6,000円にしようとするものです。診療所会計年度任用職員の公共交通機関を用いた通勤に係る通勤手当分としての費用弁償の増額、工事請負費つきましては診療所エアコン新設工事の執行残の減額、備品購入については医療用備品購入の執行残を減額するものです。

次に、５目健康支援センター費、既定額に193万6,000円を追加し、1,050万3,000円にしようとするもので、老朽化により電気設備である高圧気中開閉機器取替えのための費用を新たに計上するものです。

以上で保健福祉課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　神産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　それでは、私から産業課所管歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

29ページからになります。５款農林水産業費、１項農業費、２目農業総務費、既定額から906万6,000円を減額し、4,952万円にしようとするものです。内訳は、人件費で人事異動による減額でございます。

５款１項３目農業振興費、既定額に17万4,000円を追加し、5,238万8,000円にしようとするものです。内訳は、強い農業づくり事業において地域の中核となる担い手に対して農地引受け力向上に必要な農業用機械の導入を支援するものでございまして、補助対象となる

経費につきまして当初消費税抜きの価格が対象となってございましたが、消費税分も対象となることから、増額するものでございます。

５款１項５目農地費、既定額に１万1,000円を追加し、3,765万4,000円にしようとするものです。こちらは、有料道路通行料及び駐車場使用料の実績と見込みにより増額するものでございます。

30ページになります。６款商工費、１項商工費、１目商工総務費、既定額から９万2,000円を減額し、2,214万1,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で人事異動による減額でございます。

６款１項３目観光費、既定額に116万2,000円を追加し、4,375万2,000円にしようとするものです。内訳は、観光振興費で名刺台紙を作成するための印刷製本費18万円を増額、こちらにつきましては赤井川村のＰＲを目的として作成するものであり、名刺作成を希望される住民の方へ、印刷代金は個々で負担していただく形になりますが、台紙を無償で提供をしようとするものでございます。道の駅あかいがわ施設管理においては、本館の機器修理の修繕費の増額並びに駐車場の区画線が薄くなっていることから、新たに区画線を引くための費用を計上しているものでございます。

６款１項４目保養センター費、既定額に58万4,000円を追加し、1,509万2,000円にしようとするものです。内訳は、保養センター浴室の換気扇、またシャワーホースヘッドの修繕の増額及び消火器１本の購入費を新規計上するものでございます。

以上で産業課所管の歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　それでは、私のほうから建設課所管一般会計歳出補正予算について説明させていただきます。

31ページをお開きください。７款土木費、２項道路橋梁費、１目道路維持費、既定額に679万円を加え、１億4,949万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費80万円の増額、これにつきましては村道維持修繕費、一般修繕費の増額でございます。12節委託料599万円の増額、これにつきましては村道等除雪業務委託料、主に道の駅の排雪による増額でございます。

次に、２目道路新設改良費、既定額に181万6,000円を加え、8,869万5,000円にしようとするものです。これにつきましては、人事異動による人件費の増額でございます。

次に、31ページ、32ページにかけまして、４項都市計画費、２目小公園管理費、既定額に５万円を加え、5,332万円にしようとするものです。内訳は、12節委託料５万円の増額、これにつきましてはみやこ公園、都運動公園の除雪管理業務委託料の増額でございます。

次に、５項住宅費、１目住宅管理費、既定額に808万8,000円を加え、１億6,060万2,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動による人件費の増額、10節需用費100万円の増額、これにつきましては村有住宅管理費に係る修繕費の増額、18節負担金補助及び交付

金780万円の増額、これにつきましては移住、定住支援補助金の増額、合併浄化槽設置補助金の増額でございます。

以上で建設課所管一般会計歳出補正予算につきまして説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　小林教育委員会次長。

○教育委員会次長（小林義幸君）　それでは、教育委員会所管歳出予算についてご説明いたします。

33ページをお開きください。９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、既定額に189万9,000円を追加し、6,211万3,000円にしようとするものです。内訳は、２節給料、３節職員手当等、４節共済費で人事異動による増額、21節補償補填及び賠償金は額が確定したことによる新規計上となります。

９款２項小学校費、１目学校管理費、既定額から129万4,000円を減額し、２億4,622万8,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料、赤井川小学校ワックス塗布業務の減額、34ページになります。13節使用料及び賃借料、赤井川小学校及び都小学校のパソコンリース料の執行残によるものです。

９款３項中学校費、１目学校管理費、既定額に476万2,000円を増額し、3,699万4,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料、ワックス塗布業務の減額、13節使用料及び賃借料、パソコンリース料の執行残、14節工事請負費、赤井川中学校改修工事の設計内容が確定したことによる増額によるものです。赤井川中学校の工事発注につきましては、９月中に交付金確定通知がある予定のため、その後発注することとしております。

以上で教育委員会所管歳出予算の説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　続きまして、令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

６ページ目をお開きください。２、歳入、３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、新たに目を設定し、175万2,000円にしようとするものです。歳出予算にてご説明いたしますが、後期高齢者医療システム改修業務に係る補助金として新規計上するものです。

次のページへ進みます。３、歳出、１款総務費、２項徴収費、１目徴収費、既定額に175万2,000円を追加し、309万2,000円にしようとするもので、全世代が新たに負担する子ども・子育て支援金については他の医療保険制度同様に後期高齢者医療保険料にも上乗せされる仕組みとなっており、このため保険料賦課に係るシステム改修を行うため、新たに計上するものです。

以上でご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご

説明いたします。６ページ目をお開きください。２、歳入、１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目国民健康保険税、既定額に347万7,000円を追加し、2,752万5,000円にしようとするもので、本年度国民健康保険税賦課実績に基づき、増額しようとするものです。

次のページへ進みます。３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、新たに目を設定し、110万円にしようとするものです。歳出予算にてご説明いたしますが、国民健康保険税システム改修業務に係る補助金として新規に計上するものです。

次に、５款繰入金、２項基金繰入金、１目基金繰入金、既定額に11万6,000円を追加し、11万7,000円にしようとするものです。この財政調整基金からの繰入れに関しては、令和６年度において国民健康保険税にて負担すべき費用について結果として11万6,551円の国保税の不足が生じたため、財政調整基金から国保会計へ繰入れを行うものです。

次のページへ進みます。３、歳出、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正予算としての増減はありませんが、国保システムの国の標準化に対応するためガバメントクラウド利用料を新規計上するとともに、ガバメントクラウド移行に伴う構築等費用負担金として計上していた39万8,000円を減額し、予算の節の組替えを行うものです。

２項徴税費、１目賦課徴収費、既定額に110万円を追加し、183万4,000円にしようとするものです。後期高齢者医療制度同様、子ども・子育て支援金が国保税に上乗せされる仕組みとなるため、国保税賦課システムの改修費用を新規に計上するものです。

次のページへ進みます。４款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険税還付金、既定額に28万円を追加し、48万円にしようとするもので、国保税還付金を増額するものです。

２項繰出金、１目一般会計繰出金、既定額に11万6,000円を追加し、11万7,000円にしようとするものです。財政調整基金繰入れの歳入説明でご説明したように、令和６年度において国民健康保険税において負担すべき費用として11万6,551円の不足が生じ、この不足額についてはいわゆる一般財源で一時的に負担している状況となっているため、歳入予算で計上した財政調整基金からの繰入額11万6,551円を一般会計に戻すため、一般会計繰出金として計上するものです。

５款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額に319万7,000円を追加し、369万7,000円にしようとするもので、国保税の増額計上に伴う歳入歳出の均衡を図るための計上を行うものです。

以上で説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　それでは、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。

２ページ、補正予算実施計画、３ページ、キャッシュフロー計算書、４ページ、５ページ、予定貸借対照表につきましては後ほどご高覧ください。

６ページを御覧ください。補正予算説明書となります。収益的収入及び支出、収入、１款簡易水道事業収益、２項営業外収益、２目他会計補助金、既決予定額に627万3,000円を加え、5,816万7,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、１款簡易水道事業費用、１項営業費用、３目総係費、既決予定額に627万3,000円を加え、3,199万円にしようとするものです。こちらについては、簡易水道事業会計包括事務支援業務委託料の増額でございます。

資本的収入及び支出、収入、１款資本的収入、２項他会計補助金、１目他会計補助金、既決予定額に109万8,000円を加え、783万1,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、資本的支出、１項建設改良費、２目原水及び浄水施設費、こちらにつきましては109万8,000円を新規計上しようとするものでございます。こちらについては、都地区浄水場の修繕費の新規計上でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終了いたします。

続きまして、令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。簡易水道事業会計と同様に、２ページ、補正予算実施計画、３ページ、キャッシュフロー計算書、４ページから５ページ、予定貸借対照表につきましては後ほどご高覧ください。

６ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、１款下水道事業収益、２項営業外収益、２目他会計補助金、既決予定額に197万2,000円を加え、6,656万9,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、１款下水道事業費用、１項営業費用、３目総係費、既定予定額に197万2,000円を加え、2,677万3,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、下水道事業会計包括事務支援業務委託料の増額でございます。

以上で赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第62号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第62号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては先日議会運営委員会

で協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

ここで休憩します。

午前１１時０２分　休憩
午前１１時２０分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

◎日程第１９　認定第１号ないし日程第２３　認定第５号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第19、認定第１号　令和６年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この際、日程第19、認定第１号から日程第23、認定第５号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第19、認定第１号　令和６年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第２号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第３号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第４号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計決算の認定について、日程第23、認定第５号　令和６年度赤井川村下水道事業会計決算の認定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、ただいま上程をいただきました認定第１号から第５号までの説明をさせていただきます。

なお、決算認定の説明につきましては要点のみの説明とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第１号　令和６年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和６年度赤井川村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

それでは、１ページから歳入となりますが、３ページ目の合計欄を御覧いただければと思います。予算現額32億1,713万9,000円、調定額30億125万3,884円、収入済額29億9,084万2,490円、不納欠損額90万8,196円、収入未済額950万3,198円、予算現額と収入済額との比較につきましては２億2,629万6,510円でございます。

それでは、１ページ目にお戻りいただきたいと思います。不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。１款村税、１項村民税につきましては、不納欠損額は12件で67万2,096円、収入未済額につきましては延べ104件で627万1,298円。

２項固定資産税につきましては、不納欠損額５件で18万4,600円、収入未済額につきましては延べ43件で207万1,800円。

３項軽自動車税につきましては、不納欠損額７件で４万5,200円、収入未済額につきましては延べ49件で36万7,200円でございます。

続いて、２ページ目を御覧ください。13款使用料及び手数料、１項の使用料につきましては収入未済額が延べ１件で75万4,000円、２項の手数料につきましては不納欠損額が6,300円、収入未済額が３万8,900円で、ともに税の督促手数料でございます。

続いて、４ページ、５ページを御覧ください。歳出ですが、こちらも５ページの下段の歳出合計を御覧いただきたいと思います。予算現額32億1,713万9,000円、支出済額29億6,039万4,139円、翌年度繰越額１億7,889万2,140円、不用額7,785万2,721円、予算現額と支出済額の比較につきましては２億5,674万4,452円でございます。

続いて、６ページ目を御覧ください。歳入歳出差引き残額3,044万8,351円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

続いて、60ページに飛びます。実質収支に関する調書でございます。歳入総額29億9,084万2,490円、歳出総額29億6,039万4,139円、歳入歳出差引き額3,044万8,351円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は3,001万9,140円、実質収支額42万9,211円でございます。

続いて、61ページに移ります。一般会計財産に関する調書です。ここでは異動箇所のみの説明とさせていただきます。

それでは、62ページから説明をいたします。１、公有財産、（１）、土地及び建物、宅地で4,573平米の増、田畑で1,548平米の減、原野で443平米の減については、河川用地の整理による増及び除雪用地の購入による増でございます。

続いて、63ページに移ります。（２）、山林で立木の推定蓄積量1,627立米の増については、自然増によるものでございます。

次に、（７）、出資による権利のうち、備荒資金組合超過納付金につきましては配分金の増でございます。計８件の決算年度末残高につきましては、12億6,523万5,772円となります。

続いて、64ページに移ります。２、物品、除雪車１台、地域公共交通バス、むらバス１台の増につきましては新規購入によるものでございます。

続いて、65ページに移ります。４、基金、財政調整基金で3,566万5,679円の増、これは新たな積み増し及び利息によるものです。減債基金で751万2,000円の増、公共施設整備基金で55万7,885円の増、これは積み増しによるものでございます。農産物価格安定基金で２

万8,428円の増、これは利子の増によるものでございます。敬老福祉基金で３万円の増、これは寄附による新規積立てによるものでございます。村営住宅敷金基金で39万300円の減、これは入居者の転入出等によるものでございます。畑地かんがい排水施設管理基金で304万9,326円の減、これは道営土地改良事業負担金繰入金で333万6,061円の減、新規積立金で28万6,735円の増となり、合計で減となったものでございます。さくら・もみじ基金で329万6,986円の減、これは事業費繰入金の減などによるものでございます。森林環境譲与税基金で1,217万6,880円の減、これはカルデラ温泉及び道の駅の木製備品を購入したことなどによるものでございます。以上15基金合計で2,488万500円の増、決算年度末現在高で15億1,376万3,778円となります。

一般会計については以上でございます。

次に、認定第２号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

１ページ目をお開きください。歳入ですが、下段の合計欄を御覧ください。予算現額2,123万円、調定額2,083万3,191円、収入済額2,083万8,391円、不納欠損額はなし、収入未済額マイナス5,200円、予算現額と収入済額との比較39万1,609円でございます。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料につきましては、収入未済額は延べ３件でマイナス5,200円でございます。

続いて、２ページの歳出に移ります。こちらも合計欄を御覧ください。予算現額2,123万円、支出済額2,083万8,346円、不用額39万1,654円、予算現額と支出済額との比較も同額の39万1,654円でございます。

続いて、３ページに移ります。歳入歳出差引き残額45円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

続いて、９ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額2,083万8,391円、歳出総額2,083万8,346円、歳入歳出差引き額45円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円、実質収支額45円でございます。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

次に、認定第３号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

地方自治法第233条第３項の規定により、令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

１ページ目をお開きください。歳入ですが、こちらも一番下の下段の合計欄を御覧いた

だきたいと思います。予算現額4,992万3,000円、調定額4,843万8,285円、収入済額4,610万9,929円、不納欠損額21万1,256円、収入未済額211万7,100円、予算現額と収入済額との比較381万3,071円でございます。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。１款国民健康保険税、１項国民健康保険税につきましては、不納欠損額は延べ16件で20万8,756円、収入未済額につきましては延べ311件で210万8,400円。

２款使用料及び手数料、１項の手数料につきましては、不納欠損額は2,500円、収入未済額が8,700円で、ともに督促手数料でございます。

続いて、２ページ目、歳出に移ります。こちらも合計欄を御覧ください。予算現額4,992万3,000円、支出済額4,610万9,199円、不用額381万3,801円、予算現額と支出済額との比較も同額の381万3,801円でございます。

続いて、３ページです。歳入歳出差引き残額730円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

続いて、13ページ目をお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,610万9,929円、歳出総額4,610万9,199円、歳入歳出差引き額730円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円、実質収支額730円でございます。

続いて、14ページを御覧ください。国民健康保険特別会計の財産に関する調書ですが、こちらも異動があったもののみ説明をさせていただきます。14ページ右側下段、４、基金の財政調整基金で239万3,441円の増、こちらは令和５年度分の後志広域連合分賦金の還付金を基金へ積み立てたものでございます。

国民健康保険特別会計は以上です。

認定第４号と第５号については、担当課長より説明をいたします。

ただいま令和６年度３会計の決算認定の説明をさせていただきましたが、ご審議いただき、ご決定をいただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　それでは、ただいま上程をいただきました認定第４号、第５号の説明をさせていただきます。

決算認定の説明につきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

認定第４号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和６年度赤井川村簡易水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

１ページを御覧ください。令和６年度赤井川村簡易水道事業決算報告書、収益的収入及び支出、収入、簡易水道事業収益、決算額１億4,864万9,702円でございます。

支出、簡易水道事業費用、決算額１億2,821万8,561円でございます。

２ページを御覧ください。資本的収入及び支出、収入、資本的収入、決算額952万1,000円。

支出、資本的支出、決算額1,892万7,623円。

資本的支出額に不足する額940万6,423円は、赤井川村簡易水道事業特別会計からの引継ぎ金で補填いたしました。

令和６年度の簡易水道事業は、赤井川地区配水管新設整備のほか、量水器取替え工事を実施いたしました。今後も安全で安心して使える水道水を安定的に供給するため、水質管理の強化、老朽施設の更新を計画的に行うとともに各種経費の削減を図り、より一層健全な経営に努めてまいります。

続きまして、下水道事業の説明をさせていただきます。

認定第５号　令和６年度赤井川村下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和６年度赤井川村下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

１ページを御覧ください。令和６年度赤井川村下水道事業決算報告書、収益的収入及び支出、収入、下水道事業収益、決算額１億278万5,691円でございます。

支出、下水道事業費用、決算額9,007万9,797円でございます。

２ページを御覧ください。資本的収入及び支出、収入、資本的収入、決算額１億1,864万1,000円。

支出、資本的支出、決算額１億3,112万7,466円。

資本的支出額に不足する額1,248万6,466円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度引継ぎ金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

令和６年度の下水道事業は、アクアクリーンセンターの改修のほか、管渠の新設及びマンホールポンプ所の改修を実施いたしました。今後も安全で快適な生活環境づくりを推進するため、下水道の安定化に努め、老朽施設の更新を計画的に行うとともに各種経費の削減を図り、より一層健全な経営に努めてまいります。

以上で簡易水道、下水道会計の決算認定の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終わりましたので、令和６年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の報告を求めます。

大西代表監査委員。

○代表監査委員（大西敏典君）　令和６年度各会計の決算並びに基金及び資金の運用状況について意見報告いたします。

地方自治法第233条第２項の規定により赤井川村長より提出のありました令和６年度赤井川村一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計及び簡易水道事業会計、下水道事業会計について、９月２日、３日に能登監査委員並びに事務局書記と監査を実施

しましたので、報告いたします。

歳入については、各会計において予算現額、調定額、収入済額、収入未済額等について予算書並びに収入一覧表、収入票により審査し、歳出については支払済明細表、支出証書等により審査し、各項目ごとに計数を照合し、事業内容を確認した結果、適正に処理されていることを報告いたします。

なお、一般会計決算においては、実質単年度収支がマイナスの5,411万8,000円で、前年度の実質単年度収支3,043万8,000円と比較し、大幅にマイナスとなっています。これは、単年度収支がマイナス7,018万3,000円と大きく減額となったためですが、地方交付税の増額などにより、財源不足を補うために予定されていた基金繰入金、財調、減債の一部を繰入れし、適切な財政運営がなされたものと思われます。

ただ､今後においても厳しい財政状況の中での会計運営が続くことが予測されますので、赤井川村財政健全化アクションプランによる財政の点検など、一層の経常経費等の削減に努めていただきたい。

村民税、固定資産税、軽自動車税の平均現年度徴収率が98.9%、国保税の平均現年度徴収率が96.7%といずれも高い徴収率を維持されているが、税負担の公平性の観点からも収入未納額については一層の徴収努力をしていただきたい。

ふるさと納税寄附金については、小規模自治体としてはすばらしい取組成果を上げているところですが、本年度は２億7,973万円となり、前年度より約7,700万円の減となりました。この減少については、制度改正、地場産品基準の厳格化によるものが考えられます。この財源は、福祉、子育て、教育、農業振興など様々な村単独事業に充当し、村民の生活、福祉向上に欠かせない財源となっており、今後ともこれらの事業が安定的に継続し、取り組めるよう、財源確保に努めていただきたい。

なお、基金の有効活用としてこれまでも財源不足に対応して基金繰入れを行いながら堅実な財政運営をなされていますが、財政調整基金については将来不安に備えるという理由での積立ては、備荒資金での積立てもあることから、積立ては必要であるが、一定限度、基準財政規模の２割程度、赤井川村では３億円程度で十分と思われるので、現行ある基金について特定目的への移動、廃止等、有効活用について検討していただきたい。

また、簡易水道事業会計の決算については、浄水場や水道管も含めて施設全体で老朽化が進んでおり、計画的な更新工事が必要な時期となっている。給水状況については、有収率の向上に努め、コストを縮減し、効果的な業務の遂行に取り組んでいただきたい。水道は住民生活の重要なライフラインであるため、今後においては適切な料金体系等の検討も含め、健全で効率的な運営を確立し、安全で安心な水道水を安定的に供給するための取組の推進を望みます。

下水道事業会計の決算については、主に下水道使用料と一般会計補助金で運営されており、営業利益はマイナスとなっているため、一般会計補助金の増減がその財務に大きな影響を与える結果となっている。全体事業計画及びストックマネジメント計画に基づき効率

的に事業を進めていると思われるが、施設等維持管理には多額の経費が必要となる。下水道事業会計の健全な経営に向け、今後の職務に取り組んでいただきたい。

次に、地方自治法第241条第５項の規定による基金及び資金の運用状況については、各台帳、関係諸帳簿により審査の結果、適正に処理され、相違ないことを確認しました。今後とも各種基金の目的に沿った適切な管理、運用に努めていただきたい。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律による令和６年度財政健全化審査、経営健全化審査については、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、令和６年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の意見報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第５号につきましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第５号につきましては、決算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長につきましては先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いいたしたいと思いますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

これで昼食休憩に入ります。

午前１１時２７分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（岩井英明君）　それでは、会議を再開いたします。

◎日程第２４　同意案第１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第24、同意案第１号　赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、同意案第１号の説明をさせていただきます。

同意案第１号　赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求める。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名については青木清次さん、生年月日、(生年月日)、住所は(住所)です。

次ページに略歴がありますので、重複する部分もありますけれども、読み上げていきます。氏名、青木清次、生年月日、(生年月日)生まれの満(年齢)の(性別)です。住所は(住所)、参考のところに旧任期、令和４年９月29日から７年の９月28日までの現在３年間の任期中でございますけれども、新任期につきましては令和７年９月29日から令和10年の９月28日までの３年間、最終学歴は北海道高等職業訓練学校卒業、主な職歴は昭和54年より現在まで農業に従事しております。主な公職歴は、固定資産評価審査委員を平成28年９月から現在まで、赤井川村統計調査員を昭和60年10月から令和６年３月まで活動をしていただいております。

青木清次さんについては、現在も固定資産委員としていろいろな所見を持って務めていただいておりますので、引き続き村としてはお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくご同意のほうをお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第１号　赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第１号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、同意案第１号　赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次の同意案第２号につきましては根井教育長に関わる事件であるため、地方自治法第117条の規定により根井教育長の退席を求めます。

暫時休憩します。

午後　１時０４分　休憩
（根井朗夫教育長退場）
午後　１時０５分　再開

○議長（岩井英明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２５　同意案第２号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第25、同意案第２号　赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　同意案第２号についての提案説明をさせていただきます。

同意案第２号　赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は根井朗夫、生年月日は(生年月日)生まれ、住所は(住所)です。

２ページに略歴表がございます。重複しますけれども、読み上げてご説明をします。氏名、根井朗夫、生年月日、(生年月日)、年齢、性別につきましては(年齢)の(性別)です。住所につきましては、(住所)です。参考として一番下に現在の任期ですけれども、令和４年10月１日から令和７年９月30日までの３年間、現在任期中でございます。新任期につきましては、令和７年10月１日から令和10年９月30日までの３年間でございます。最終学歴につきましては、龍谷大学大学院文学研究科修士課程を修了しております。主な職歴は、平成３年の４月に寿都町立潮路小学校教諭、平成５年４月、赤井川村立落合小学校教諭、平成８年４月、赤井川村立赤井川小学校教諭、平成10年４月から後志教育局社会教育主事で赤井川村に派遣されております。平成13年４月から仁木町立大江小学校教諭でございます。主な昇任歴、昇格等です。平成16年４月に仁木町立大江小学校教頭、平成18年４月に小樽市立手宮西小学校教頭、平成21年４月に小樽市立稲穂小学校教頭、平成22年４月、小樽市立望洋台中学校校長、平成24年４月、寿都町立寿都小学校校長、平成28年４月、京極町立京極小学校校長、平成31年４月から赤井川村教育委員会教育長を務めていただいております。

根井朗夫さんにつきましては、現場の経験も豊富でありますし、教育に関する見識も高く、今学校統合等いろんな課題がある中で、その準備、その後の運営について十分力を発揮していただける方だというふうに認識しておりますので、皆様のご同意をいただき、引

き続き教育長として頑張っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご同意のほうをお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第２号　赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第２号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、同意案第２号　赤井川村教育委員会の教育長の任命に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

午後　１時０９分　休憩

（根井朗夫教育長入場）

午後　１時０９分　再開

○議長（岩井英明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長に申し上げます。ただいまの同意案につきましては同意されましたことをご報告申し上げます。

ここで教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

○教育長（根井朗夫君）　任命推薦いただきました馬場村長並びにご同意賜りました議員の皆様、誠にありがとうございます。

これまでの任期３年間おきましては、コロナウイルス対策も一段落して教育内容の充実に手をつけることができた３年間であったというふうに考えております。皆様のおかげをもちまして教育内容、環境の整備ということについては学校の適正配置についても方向性を出すことができました。今後につきましては、その総まとめになる学校の統廃合並びに

新たな教育体制の整備がございますが、最大限の効果を発揮できる知恵を結集しながら微力を尽くしていきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　頑張ってください。

◎日程第２６　同意案第３号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第26、同意案第３号　赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、同意案第３号についてご説明をさせていただきます。

同意案第３号　赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年９月16日提出、赤井川村長。

記といたしまして、氏名は桐木眞英さん、生年月日、(生年月日)、住所は(住所)です。

略歴表を説明します。氏名は桐木眞英、生年月日、(生年月日)生まれ、年齢、性別につきましては(年齢)の(性別)です。住所は(住所)、任期につきまして一番下に参考に書いてございますけれども、令和３年10月１日から令和７年９月30日まで４年間ということで現在教育委員を務めていただいております。新任期につきましては、令和７年10月１日から令和11年９月30日までの４年間でございます。最終学歴、中央仏教学院、主な職歴、小樽真光寺法務員を昭和59年４月から平成30年６月まで、赤井川本念寺の住職を平成20年６月から現在まで、主な公職、社会活動歴としまして赤井川村教育委員会委員を令和２年10月から現在まで、赤井川村情報公開審査会委員、個人情報審査会委員を令和元年６月から現在まで務めていただいております。

桐木さんにつきましては、若いときから子供たちの教育に対して熱心に活動されたり、赤井川、地元に戻ってきてもそういった社会活動に積極的に貢献していただいている方であり、現在も教育委員として活動しております。今進められているいろんな教育活動について高い見識を持ってご助言をいただいたり活動ができるというふうに思っておりますので、引き続きご同意をいただき、活躍していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第３号　赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第３号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、同意案第３号　赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

◎国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（岩井英明君）　次に、事前に配付のとおり、北海道道路整備促進協会並びに北海道治水砂防海岸事業促進同盟より国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書１件の陳情書が届いております。

これについては､総務開発常任委員会に付託し､審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（岩井英明君）　次回の開催は明日９月17日午前９時より開議いたしますので、出席願いたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午後　１時１６分延会）